

# 開発行為における雨水流出抑制施設の設置基準

鈴鹿市都市計画課開発指導グループ

平成 30 年 12 月 1 日

## 都市計画法施行令第 26 条第 2 号

令第 26 条 法第 33 条第 2 項に規定する技術的細目のうち、同条第 1 項第三号（法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）に関するものは、次に掲げるものとする。

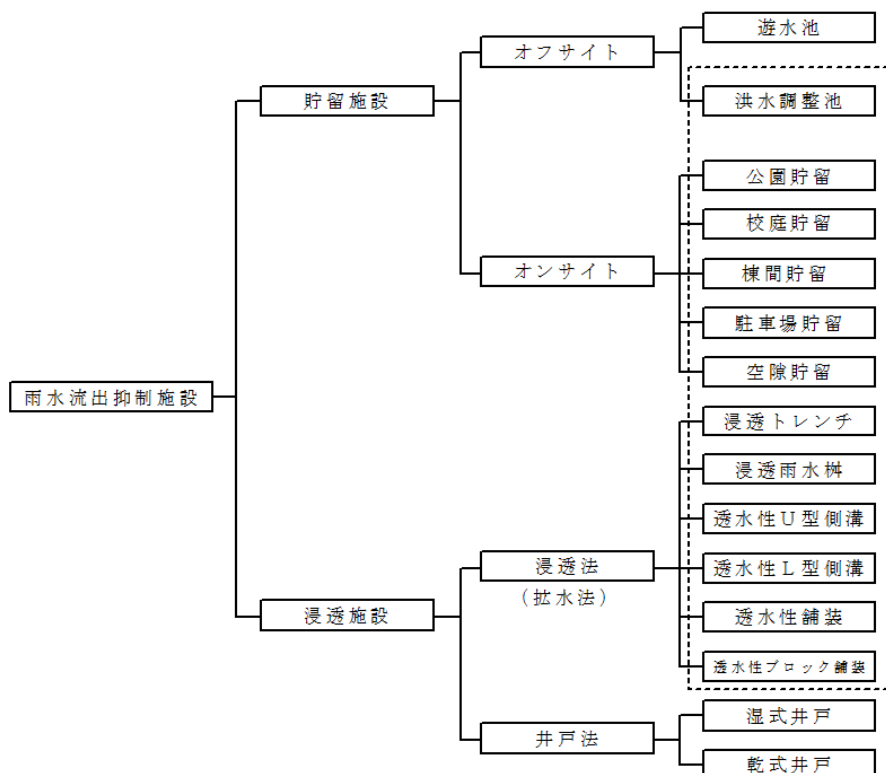
二 開発区域内の排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況その他の状況を勘案して、開発区域内の下水を有効かつ適切に排出することができるように、下水道、排水路その他の排水施設又は河川その他の公共の水域若しくは海域に接続していること。この場合において、放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、開発区域内において一時雨水を貯留する遊水池その他の適当な施設を設けることを妨げない。

### 1 目的

この基準は、開発区域の位置及び規模に応じて適切な雨水流出抑制施設を設けることにより、開発区域から放流する雨水量を調整し、下流河川及び水路への負担を軽減することを目的とする。

### 2 適用施設

この基準で定める雨水流出抑制施設を貯留または浸透方式別に分類すると図 1 のようになる。なお、遊水池及び井戸法による施設は、本基準の対象外とする。



..... 本基準で対象となる施設

図 1 雨水流出抑制施設の種類

### 3 設置基準

雨水流出抑制施設の各施設は、下記に掲げる条件に基づき設置するものとする。ただし、担当部局の指示がある場合はこの限りでない。

#### (1) 市街化区域

ア 開発面積が 1.0 ha 以上の場合は、三重県発行の宅地等開発事業に関する技術マニュアルに定める計画降雨（50 年）を用いて洪水調整容量を算出するものとし、洪水調整容量が 500 m<sup>3</sup> 以上の場合は洪水調整池を設置するものとする。

イ 開発面積が 0.3ha 以上 1.0ha 未満の場合は、鈴鹿市が定める計画降雨（10 年）を用いて洪水調整容量を算出するものとし、洪水調整容量が 500 m<sup>3</sup> 以上の場合は貯留施設を設置するものとする。

ウ 開発面積が 0.3ha 未満もしくは（1）ア、（1）イで算出する洪水調整容量が 500 m<sup>3</sup> 未満となる場合は、浸透施設の設置に努めるものとする。

#### (2) 市街化調整区域

ア 開発面積が 1.0 ha 以上の場合は、（1）アと同様に洪水調整容量を算出するものとし、洪水調整容量が 500 m<sup>3</sup> 以上の場合は洪水調整池を設置するものとする。また、洪水調整容量が 500 m<sup>3</sup> 未満の場合は貯留施設を設置するものとする。なお、貯留施設については、鈴鹿市が定める計画降雨（5 年）を用いて算出する洪水調整容量の値以上となる規模の貯留施設を設置するものとする。

イ 開発面積が 0.3ha 以上 1.0ha 未満の場合は、鈴鹿市が定める計画降雨（5 年）を用いて算出する洪水調整容量の値以上となる規模の貯留施設を設置するものとする。

ウ 開発面積が 0.3ha 未満の場合は、浸透施設の設置に努めるものとする。

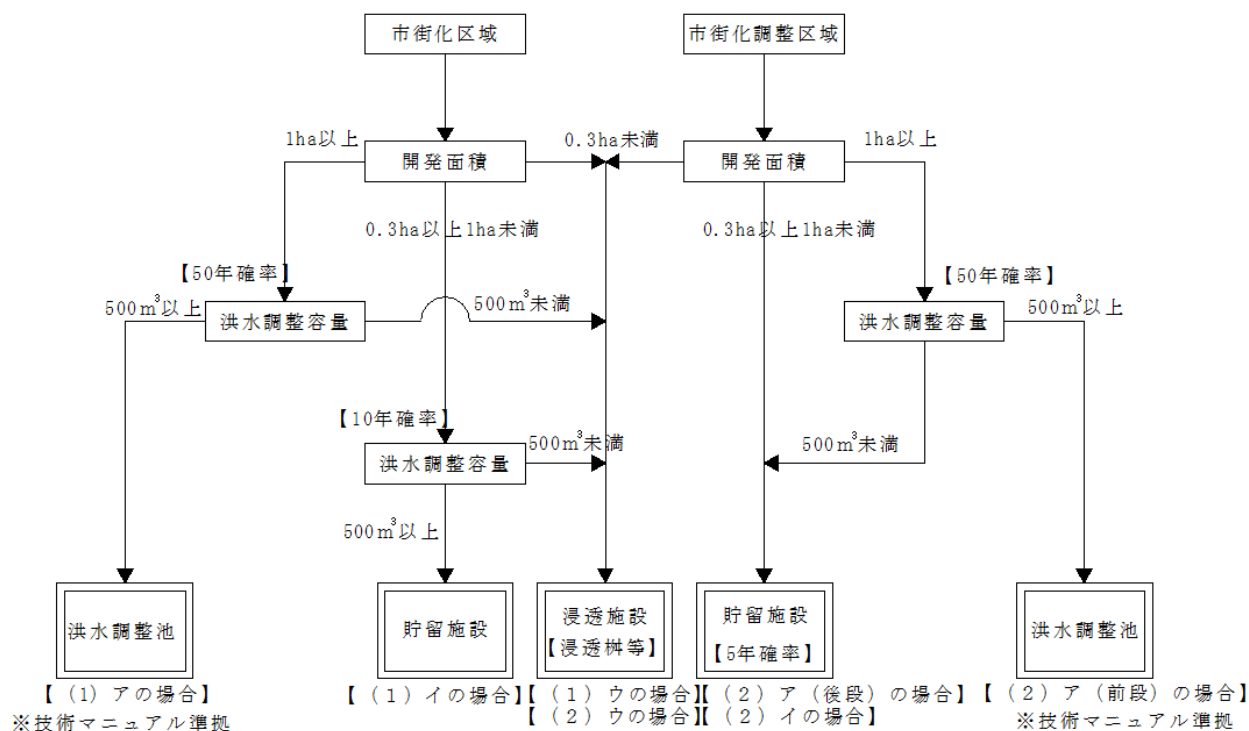


図2 設置基準フロー

#### 4 地区計画（三日市地区，算所地区）の取扱い

平成 5 年度に地区計画決定した区域（三日市地区，算所地区）において，開発行為に関わらず治水対策基準に基づき雨水流出抑制施設の設置を行うものとする。

#### 5 担当部局（河川雨水対策課）協議

雨水流出抑制について，この基準に基づき雨水流出抑制施設を検討し，担当部局と協議の上，雨水流出抑制施設を計画するものとする。また，この基準に定められていない事項及び地区計画（三日市地区，算所地区）の取扱いについては，担当部局の指導に従うものとする。